

秋田県告示第152号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年3月24日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀井啓一

1 変更に係る遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

変更に係る遊漁規則の名称	漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号
内共第15号第五種共同漁業権遊漁規則	鹿角市河川漁業協同組合 鹿角市花輪字荒田4番地1	内共第15号

2 変更の内容

(1) 遊漁についての変更の範囲

ア 遊漁料の額

変 更 後	変 更 前
第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学児童及び小中学生又は、肢体不自由者(身体障害者手帳3級以上)の場合は無料とする。	第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学児童及び小中学生又は、肢体不自由者の場合は無料とする。